

市町村老人クラブ連合会運営指針

昭和55年3月19日
全国老人クラブ連合会
(平成16年1月一部修正)

序

老人クラブはその数13万に及び、60歳以上人口の多数がクラブ会員となっている。老人クラブは高齢化社会に対応すべく、全国各地でその地域の実情に応じて活動を展開し、生きがいを高め、地域福祉への大きな役割を果たしている。

これらの老人クラブが一層活発に活動をすすめ、その成果を高めていくためには、さらに老人クラブ自体の自覚と努力が必要である。これとともに、老人クラブに常時接し、その育成に当たっている。市町村老人クラブ連合会の積極的な推進に負うところもまた大きいものがある。

老人クラブの運営については、国の「老人クラブ助成事業運営要綱」及び全国老人クラブ連合会の「老人クラブ運営指針」によって進められているが、市町村老人クラブ連合会については、基本的な運営指針がなく、その策定が各方面から要請されているところである。

これらの要望にこたえ、全国老人クラブ連合会は、今日までの老人クラブ活動の実績と経験を踏まえ、さらに将来を展望して、市町村老人クラブ連合会の基本理念、指導方針を樹立し、その在り方を明確にするため、「市町村老連研究委員会」を設け、回を重ねて研究討議をつくり、ここに「市町村老人クラブ連合会運営指針」を策定した。

これによって市町村老人クラブ連合会が、一層その組織を充実し、活動を展開して、老人クラブの発展と老人福祉の増進に貢献することを期待するものである。

本 文

1 市町村老人クラブ連合会の目的

市町村老人クラブ連合会（以下、「市町村老連」という）は、老人クラブを育成指導して、その発展をはかるとともに、老人の福祉および地域社会の福祉を進めることを目的とする。

【説 明】

- (ア) 老人クラブは、その活動によって、老人自身の福祉を高めるとともに、家庭の福祉、社会の福祉増進に役立つことを目的としている。市町村老連（指定都市の区を含む）は、老人クラブがこの目的達成のために一層の充実発展につとめるよう、その育成指導にあたるものである。
- (イ) 市町村老連は、市町村段階において老人福祉、地域福祉の活動を推進する組織である。このため、主体的に、また他の機関、団体と協力して、各種の活動を通じて老人の福祉増進をはかり、さらに地域福祉の向上に努めるようにする。

2 市町村老人クラブ連合会の性格

- (1) 市町村老連は、市町村を範囲とする自主的な組織で、老人クラブの連繫を強化し、相互の協力活動を発展させ、また、個々の老人クラブでは実施しがたいもの、および市町村老連で実施した方がより効果があると思われる活動を行う。さらに地域の関係諸団体と密接な交流を保ちつつ、連絡調整に努める。

【説明】

- (ア) 老人クラブは、等しく発展することが望ましい姿である。このため、市町村老連は、常に老人クラブが相互の連繫を深め、協力してその目的達成に進むことができるようにする。
- (イ) 老人クラブ指導者研修等の市町村段階を範囲とした活動、および個々の老人クラブでも行っているが、さらに市町村の範囲において統一して行うべきもの、また行った方が老人クラブにとっても、地域住民にとっても効果があると思われるものは、積極的に実施する。
- (ウ) 自主的な組織とは、市町村老連の結成、およびその企画、運営などを自らの意思によって決定し、かつ自らの手によって行うことを基本とするものである。しかし、このことは外部からの協力、援助等をこばむものではないが、その主体性を失わないようにしなければならない。
- (2) 市町村老連は、老人クラブと上部の連合会との間に位置し、その意志の疎通と周知をはかる役割を果たす。

【説明】

市町村老連は、組織上の上部の連合体である都道府県老人クラブ連合会（指定都市を含め、以下、「都道府県老連」という）、全国老人クラブ連合会の考え方や方針を老人クラブに理解させる。また、老人クラブの意向を把握し、これを都道府県老連に伝えて、その指導方策、活動推進方策に反映させるようにする。

- (3) 市町村老連は、市町村との連絡提携をはかり、老人福祉の増進に努める。

【説明】

市町村老連は、市町村当局と密接に連繫を保ち、老人の必要とする施策の発展が図られるようにする。

3 市町村老人クラブ連合会の組織

- (1) 地域と構成単位

市町村を範囲とし、老人クラブによって組織される。

【説明】

市町村の範囲にある老人クラブによって、市町村老連は組織されるものである。

(2) 地区老人クラブ連合会

市町村老連と老人クラブの間に位置する組織として、必要に応じ、地区老人クラブ連合会を組織することができる。

【説明】

(ア) 市町村の地域的な広さや老人クラブの数の多いところでは、必要に応じて、区または学校区等の段階において、老人クラブ連合会の組織をつくることも考えられる。

(イ) これらの老人クラブ連合会は、それぞれ各種の名称をもって呼ばれているが、以下これらを総称して地区老人クラブ連合会（以下、「地区老連」という。）という。

(ウ) 地区老連は、地区の実情に応じた活動を行うとともに、市町村老連の組織の中にあって連繫を図るものとする。

4 市町村老人クラブ連合会の運営

(1) 運営の基本方針

民主的な運営にもとづく自主活動を基本とし、老人クラブの意向を反映した運営が進められる。

【説明】

民主的な運営とは、老人クラブの総意にもとづいて、自主的に市町村老連としての意志を決定し、常に老人クラブの意見、希望が反映されるよう運営にあたることである。

(2) 会 則

市町村老連は会則を設ける。

【説明】

会則（または規約）は、市町村老連の運営、活動を行うために必要な基本的な事項を中心としたものにする。

(3) 役 員

役員には、代表者としての会長と、これを補佐する副会長ならびに必要な役員をおく。

役員は、民主的方法によって選ばれる。

【説明】

(ア) 市町村老連の運営上、効果的に役員をおき、機能の充実をはかる。しかし、機構はなるべく単純にすることが望ましい。

(イ) 会長は、その市町村老連を代表するものであり、老人クラブの結束を図り、かつ、会務を総轄する。

会長は、市町村老連の運営に熱意能力と行動力を有することが必要である。

(ウ) 会長は、老人クラブの実情を熟知していなければならないので、老人クラブの会長から選ばれるべきである。

ただし、市町村の実情に応じては、会長としての資格要件を具備しておれば、老人クラブの会長以外の適任者を選ぶこともできる。

※ 「老人クラブ運営指針」に記述された市町村老連の会長の選任に関する事項については、本運営指針によるものとする。

(エ) 副会長は、会長を補佐するとともに、その能力を会務の上でも発揮するように努めるものとする。

(オ) 一般に、老人クラブ会員の過半数は女性会員であるので、市町村老連の運営にあたり、その意見や希望を適切に反映させるためにも、役員には女性を相当数選出することが望ましい。

(カ) 役員会は、活動の充実をはかるため、なるべく多く開催するようにする。

(4) 部 制

市町村老連の効率的運営をすすめるため、必要に応じて、部を設置する。

【説 明】

(ア) 部としては、総務部、研修部、保健部、レクリエーション部、社会奉仕部等の各種のものも考えられるが、その市町村老連に適した部をつくることが望ましい。

ただし、市町村老連の規模等によっては、その必要性の薄い場合もあるので、実情に応じて考える。

(イ) 部を設置したとき、部長には役員になる場合と、役員以外から選任する場合がある。役員以外から選任されたものには、役員等に出席を求めるなどの配慮が望ましい。

(5) 市町村老連と政治活動、宗教活動

(「老人クラブ運営指針」の例による)

(6) 事務局

事務局は、自主的に設置運営することが望ましい。

【説 明】

事務局は、各種の事務、事業を処理し、また連絡に当たるために設置され、自主的な体制をつくるようにつとめることが望ましい。

(7) 財 源

① 会 費

市町村老連が主体性をもって運営するために、老人クラブは会費を納入する。

【説 明】

(ア) 市町村老連は、自主的な組織であり、その運営、活動も自主的にすすめられる。そのための基本的な自主財源として、会費が位置づけられる。

(イ) 会費は、老人クラブから直接納入することを原則とするが、地区老連が組織されている市町村にあっては、これを經由して納入することもできる。

(ウ) 会費の算出の方法としては、基本的には、クラブ単位割・会員数割、または両者の併用による方法などがある。

ただし、会費の額、算出方法等は、総意と納得のうえで決定されなければならない。

② 事業収入

事業活動にともなって、収入が得られる場合もある。

【説 明】

市町村老連が直接行う活動によって生ずる収入、また生産活動や地域社会のために行う活動にもとづく収入もある。これらは原則として、市町村老連の財源に組み込まれる。ただし、連合会本来の活動からはずれた収益事業は望ましくない。

③ 補助金等

市町村老連の活動を、より充実するために交付される。

【説 明】

(ア) 老人の生きがいを高め、老人クラブの発展をはかるために交付される。これらは、国費、都道府県費を含めて市町村から交付されるもの、また、市町村独自で、あるいは都道府県老連等からの助成や委託もある。

(イ) 補助金等は、これによって市町村老連のすべてをまかなうというものではなく、その活動をより充実させるために交付されるものである。

④ 寄付金

寄付金は、市町村老連の運営に充当する。

【説 明】

市町村老連の発展のためになされる寄付は受け入れる。ただし、市町村老連本来の目的をそこねるおそれのあるものは受け入れるべきではない。

(8) 経理

市町村老連は、その経理を明確にしておく。

【説明】

市町村老連は、予算、決算を行い、これに必要な帳簿をそなえ、証拠書類をととのえて、収入および支出の状況を常に明らかにしておかなければならない。

5 市町村老人クラブ連合会の活動

(1) 老人クラブの育成、指導

① 集団的指導

研修等の活動を通じて、老人クラブを育成し、指導者の知識を深め資質の向上を図る。

【説明】

(ア) 市町村老連の行う老人クラブの育成指導は、集団的指導に重点をおいてすすめられる。

(イ) 集団的指導は、研修を中心として実施される。

(ウ) 研修には、指導者の研修、レクリエーション等の活動種目別の研修、会計等の担当者別の研修、会員の研修、また婦人の研修などが考えられる。

(エ) 研修の方法は、講義、話し合い、事例発表あるいは視聴覚教材の利用などを組みあわせて行うことが望ましい。

(オ) このほか、市町村老連の主催による老人大学のような研修もある。

② 個別的指導

老人クラブの実情を把握し、必要に応じて個別に指導し、また相談に応ずる。

【説明】

(ア) 個別的指導は、その必要があると思われる老人クラブに対し、活動を一層活発にさせるために、重点的に行われる。

(イ) 個別的指導にあたっては、その老人クラブの置かれている地域、会員、活動の実態、問題点等を十分に把握し、これに応じた指導を行うことが必要である。そのためには、その老人クラブに応じた指導計画をつくって指導にあたるのが望ましい。

(ウ) 個別的指導の基本は、話しあいであり、これによって問題点とその解決方を理解させ、意欲を盛りあげる。

(エ) 老人クラブには、組織、運営、活動等について問題をもっているものもあるので、その相談に応ずる。

(オ) 地区老連が組織されている市町村にあつては、地区老連が市町村老連にかかわって個別指導を行うことも考えられる。その際には、指導計画を共同でつくるなど、協力することが望ましい。

(2) 老人クラブによる共同活動

すべての老人クラブに共通する特定の目標を定め、共同して行い、または老人クラブごとに実施する。

【説明】

- (ア) 個々の老人クラブでも行えるが、広域的に実施すればさらに成果があがり、また連帯感や活動意識も高まる活動は、積極的に取りあげる。
- (イ) 共同活動は老人クラブから盛り上がってくるものと、都道府県老連などから提唱されるものがある。
- (ウ) 共同活動を取りあげるには、老人クラブの実情と地域性を考慮して、十分に協議し、統一した意志のもとに行う。
- (エ) 実施の方法としては、一定の期日を定め、すべての老人クラブが集合して行う方法と、同じ活動目標で老人クラブごとにすすめる方法がある。

(3) 行事・催し

老人クラブの参加によって開催し、老人の生きがいを高め、意識の向上を図る。

【説明】

- (ア) 老人クラブ大会、老人スポーツ大会、老人作品展のように、市町村の段階を範囲とする行事・催しを行う。
- (イ) 必要に応じ、老人クラブ会員のみならず、地域の老人あるいは地域住民、施設、機関、団体等に呼びかけることもある。

(4) 調査・研究

各種の方法によって調査を行い、また研究をすすめて、老人クラブの発展、老人の社会的地位の向上に資するとともに、地域社会の福祉に寄与する。

【説明】

- (ア) 調査とは、それによって実態や希望を総括的に把握し、また問題点を発見して、活動の企画や推進の資とすることを目的とするものである。
- (イ) 市町村老連の行う調査には、老人クラブの活動、老人の生活実態や意識の調査、人的、物的な社会資源の把握、その他地域社会の実情調査などが考えられる。
- (ウ) 調査の方法としては、話しあい活動を行っている中での把握、聞き取り調査、観察調査、アンケート方式等がある。
これらは、市町村老連の組織を通じて行う。
- (エ) 市町村老連においては、その市町村の地域の実情に即した老人クラブの在り方や推進方策等を研究することが必要であり、それによって老人クラブの指導も効果をあげることができる。

(オ) 地域の歴史や風俗習慣、民芸等を調査、研究してまとめることなども大きな意義を持つ。

(5) 地域における活動、行事との関連

老人の福祉、地域の福祉のために行われる活動、行事に対しては、積極的に参加する。

【説明】

(ア) 市町村老連は、老人クラブの育成指導にあたるとともに、地域社会の福祉増進をすすめる役割を持つものである。

(イ) 市町村の段階において、老人の福祉や地域の福祉を目的としている各種機関団体がある。これら機関、団体の行う活動、行事に対しては、市町村老連もこれに参画して、経験を生かした提言を行い、共同して活動をすすめ、あるいは積極的に協力する。

(6) 他の市町村老連との交流

相互の親睦をはかり、老人クラブを発展させるために、交流を行う。

【説明】

交流は、これを行う両者が共に得るところがあるようにすることが望ましい。このため、目的を明確にし、事前に準備、研究しておくことが必要である。

(7) 広報活動

老人クラブの会員の連繋と意識を高め、また老人および老人クラブ活動に対する地域社会の理解を深めることを目的として行う。

【説明】

(ア) 会報等の発行は、市町村老連の広報活動のうえで大きな位置を占める。

その内容としては、市町村老連の活動や役員の発言、老人クラブの活動、クラブ会員の発言や意見交換等の紙上交流、趣味、娯楽などを取り入れ、また連絡や各種情報なども掲載する。会報は、老人クラブ、クラブ会員、関係団体などに配布し、また全家庭に配布することも考えられる。

(イ) このほか、市町村広報や公民館報等の活用、各種会合の場における広報、マスコミ等各種の媒体を活用しての広報などがある。

(ウ) また、老人クラブの情報や、老人クラブに対する地域の人々の意見、情報などを取り入れることも、広報の役割の一つである。

6 郡老人クラブ連合会

郡老人クラブ連合会（以下、「郡老連」という）は、町村老人クラブ連によって組織される。

【説 明】

- (ア) 郡老連は、都道府県老連と町村老連との間に、位置し、町村老連を調整指導してその充実発展をはかり、また、都道府県老連の考え方や活動方針を町村老連に理解させる。
- (イ) 郡老連として行う運営、活動等は、おおむね都道府県老連、市町村老連の方法によって進められる。